

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表
改 正 前 改 正 後

<p>(前 略)</p> <p>第 2 章 学部</p> <p>第 3 条の 2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第 1 に掲げるとおりとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 8 条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 2 7 条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 3 章の 2 専門職大学院</p> <p>第 5 3 条の 2 第 3 6 条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。</p> <p>2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。</p> <p>3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2 年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科の定めるところにより、1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (略)</p> <p>6 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第 5 3 条の 5 (略)</p> <p>第 5 3 条の 5 の 2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>第 5 3 条の 6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 5 3 条の 1 5 第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項ないし第 4 項及び第 6 項本文、第 1 3 条、第 1 7 条、第 2 3 条第 4 項及び第 5 項ないし第 2 5 条、第 2 8 条第 1 項ただし書及</p>	<p>第 2 章 学部</p> <p>第 3 条の 2 (同 左)</p> <p><u>第 3 条の 3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。</u></p> <p>第 1 8 条 (同 左)</p> <p><u>2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</u></p> <p><u>第 1 8 条の 2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。</u></p> <p>第 2 7 条 (同 左)</p> <p><u>第 2 7 条の 2 学部においては、学生に対して、前条の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。</u></p> <p>第 3 章の 2 専門職大学院</p> <p>第 5 3 条の 2 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2 年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 }</p> <p>第 5 3 条の 5 (同 左)</p> <p>第 5 3 条の 6 (同 左)</p> <p>第 5 3 条の 1 5 第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項ないし第 4 項及び第 6 項本文、第 1 3 条、第 1 7 条、<u>第 1 8 条の 2</u>、第 2 3 条第 4 項及び第 5 項ないし第 2 5 条、第 2 8 条第</p>
--	--

改 正 前	改 正 後
<p>び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>	<p>1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、<u>特別研究学生等</u></p>	<p>第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、<u>特別研究学生、特別交流学生等</u></p>
<p>(中 略)</p> <p>第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。</p> <p>2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。</p> <p>3 特別聴講学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。</p> <p>第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。</p>	<p>第63条</p> <p>2</p> <p>3 「<u>大学院教育における大学間学生交流に関する協定書</u>」(平成19年12月25日発効)に基づき、<u>大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。</u></p> <p>4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。</p> <p>第64条 (同 左)</p>

(同 左)

改正前	改正後
<p>2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生又は特別研究学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。</p>	<p>2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。</p>
<p>3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。</p> <p>(1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生</p> <p>(2) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生</p> <p>(3) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生</p> <p>(4) 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生</p>	<p>3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (同 左)</p>
<p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>第65条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>第65条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>
<p>6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。</p>	<p>6</p>
	<p>7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480 490
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	1,340
経済学部	経済学科	160	640
	経営学科	80(20)	360
	計	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244 1,234
医学部	医学科	100	600
	人間健康科学科	143(17)	143
	保健学科	143(17)	463 606
	計	243(17)	1,206
薬学部	薬科学科	50	150 100
	薬学科	30	90 60
	総合薬学科	—	80 160
	計	80	320
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総 計		2,859(57)	11,750

（備考）入学定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専 攻 名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合 計 収 容 員
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	
文学研究科	文献文化学専攻	44	88	22	66	—	—	441
	思想文化学専攻	24	48	12	36	—	—	
	歴史文化学専攻	28	56	14	42	—	—	
	行動文化学専攻	20	40	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	10	20	5	15	—	—	
	計	126	252	63	189	—	—	
教育学研究科	教育科学専攻	28	56	14	42	—	—	159
	臨床教育学専攻	14	28	11	33	—	—	
	計	42	84	25	75	—	—	

法学研究科	法政理論専攻	15	30	30	90	—	—	120
経済学研究科	経済学専攻	44	44	44	44	—	—	220
	経済システム分析専攻	110	1020	110	2030	—	—	
	経済動態分析専攻	114	1428	114	2842	—	—	
	現代経済・経営分析専攻	20	2040	20	40	—	—	
	現代経済学専攻	—	—	—	10	—	—	
	ビジネス科学専攻	—	—	—	10	—	—	
	計	44	88	44	132	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	62	124115	20	6672	—	—	1,172
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	45	130125	—	—	
	地球惑星科学専攻	59	118124	30	9294	—	—	
	化学専攻	61	122	30	90	—	—	
	生物科学専攻	74	148151	41	120117	—	—	
	計	337	674	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	141	423282	748
	医科学専攻	20	40	10	30	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	39	7899	—	—	—	—	
	生理系専攻	—	—	—	—	—	1020	
	病理系専攻	—	—	—	—	—	1734	
	内科系専攻	—	—	—	—	—	3672	
	外科系専攻	—	—	—	—	—	3264	
	分子医学系専攻	—	—	—	—	—	2244	
	脳統御医科学系専攻	—	—	—	—	—	2448	
	計	59	11879	22	66	141	564	
薬学研究科	創薬科学専攻	24	48	11	33	—	—	259
	生命薬科学専攻	25	50	11	33	—	—	
	医療薬科学専攻	16	32	7	21	—	—	
	医薬創成情報科学専攻	14	2814	7	147	—	—	
	計	79	158144	36	10194	—	—	
工学研究科	社会基盤工学専攻	29	58	9	2792	—	—	1,523
	都市社会工学専攻	31	62	10	3095	—	—	
	都市環境工学専攻	77	154	23	6974	—	—	
	建築学専攻	34	68	16	48	—	—	
	機械理工学専攻	38	76	18	54	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	17	34	8	24	—	—	
	航空宇宙工学専攻	17	34	8	24	—	—	
	原子核工学専攻	19	38	9	27	—	—	
	材料工学専攻	22	44	10	30	—	—	
	電気工学専攻	21	42	10	30	—	—	
	電子工学専攻	21	42	10	30	—	—	
	材料化学専攻	19	38	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	23	46	11	33	—	—	
	分子工学専攻	27	54	12	36	—	—	
	高分子化学専攻	31	62	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	21	42	10	30	—	—	
	化学工学専攻	19	38	9	27	—	—	
	計	466	932	197	591606	—	—	

農学研究科	農学専攻	23	46	11	33	—	—	886
	森林科学専攻	45	90	22	66	—	—	
	応用生命科学専攻	48	96	22	66	—	—	
	応用生物科学専攻	50	100	23	69	—	—	
	地域環境科学専攻	48	96	20	60	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	11	33	—	—	
	食品生物科学専攻	25	50	11	33	—	—	
計	263	526	120	360	—	—		
人間・環境学 研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科 学研究科	エネルギー社会・環境 科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	37	74	17	51	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	17	34	8	24	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	26	52	12	36	—	—	
	計	109	218	49	147	—	—	
アジア・ア フリカ地域研究 研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	14	70	130
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	計	—	—	—	—	26	130	
情報学研究科	知能情報学専攻	37	74	15	47	—	—	<u>565</u>
	社会情報学専攻	36	64	14	41	—	—	
	複雑系科学専攻	20	40	6	24	—	—	
	数理工学専攻	22	42	6	23	—	—	
	システム科学専攻	32	61	8	33	—	—	
	通信情報システム専攻	42	76	11	40	—	—	
	計	189	357	60	208	—	—	
生命科学研究 科	統合生命科学専攻	37	74	17	51	—	—	249
	高次生命科学専攻	38	76	16	48	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	20	60	—	—	148
	環境マネジメント専攻	29	58	10	30	—	—	
	計	29	58	30	90	—	—	
総	計	<u>1,997</u>	<u>3,973</u>	<u>943</u>	<u>2,850</u>	167	694	<u>7,517</u>
		1,976	3,899	957	2,872			7,465

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	200	600	600
医学研究科	社会健康医学系専攻	30	54	54
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	75	135	135
総	計	345	869	869